

## 〈海外動向紹介〉

### 金融・保険市場における動向（欧州）

#### 【EU・規制動向】

##### ○欧州議会の関係委員会でオムニバスⅡ指令案の修正案を採択

欧州議会の経済通貨委員会は、2012年3月21日、ソルベンシーⅡ枠組指令等を改正するオムニバスⅡ指令案の修正案を採択し、欧州議会、欧州連合理事会および欧州委員会の3者協議を経て、9月10日の欧州議会全体会議で同案が採択される予定となった。

オムニバスⅡ指令案は、欧州委員会によって2011年1月に提案され、ソルベンシーⅡに関する実施時期の変更および経過措置のほか、実施措置にあたる技術的基準の案を欧州保険・職域年金監督機構（EIOPA）が作成して欧州委員会へ提出すること等を規定しているが、加盟国の準備状況や欧州経済危機等の状況を踏まえ、調整が行われていた。

採択された修正案では、加盟国による国内法制化の実施期限および保険会社によるソルベンシー資本必要額（SCR）等の見込額計算と当局への報告開始時期を2013年1月1日とすること、ならびにソルベンシーⅡの保険会社への適用開始時期を2014年1月1日とすることを規定した。また、修正案では、ガバナンス要件の最長3年間の猶予、自己資本分類の厳格適用の最長10年間の猶予等の経過措置を原案どおり維持したが、長期性保証商品の保険契約準備金に係る負債の計算において資産に対応する割引率の適用を厳しくできる規定を新たに導入する等の修正を図っている。

欧州各国の保険協会の連合組織である欧州保険連盟（Insurance Europe）では、長期性保証商品に係る規制強化の修正案の内容に反対しているが、損害保険および医療保険に関わる規定の内容は評価している。なお、採択された修正案は、実施時期を含めて今後の3者協議等によってさらに修正される可能性が残されている。また、ソルベンシーⅡの細則を規定する実施措置の欧州委員会による採択時期は2012年12月末までが予定されているが、諸準備のためには、実施措置の正式提案の内容が早期に明らかになることが求められている。ただし、実施措置を構成する技術的基準等の法手続が固まるオムニバスⅡ指令の欧州議会での正式採択後でなければ、欧州委員会は、ソルベンシーⅡの実施措置の正式提案はできない状況にある。

（Insurance Europe プレスリリース 2012.3.21、Solvency II Wire 2012.3.28 ほか）

#### 【EU・規制動向】

##### ○欧州保険連盟、海外主要保険市場の保険規制および市場アクセス問題の意見書を公表

欧州保険連盟は、2012年3月、米国、日本、中国、インド、ブラジル、アルゼンチンおよびロシアの7カ国の保険規制および市場アクセス問題に関する意見書を公表した。

同意見書では、米国については、海外再保険者に対する担保徴求規制見直しの訴求適用および再保険者の信用格付判断に係る財務報告の負担軽減、金融安定監督評議会

(FSOC) による米国外の金融システム上重要なノンバンク金融機関 (SIFI) の指定の中止、ソルベンシー II 枠組指令に関わる監督の同等性評価を可能とする保険会社に対するグループ規制および同様の健全性規制の導入などを挙げている。中国に対しては、外国生命保険会社の直接投資制限 (合弁会社の場合 50%、中国保険会社の外国持ち分 25% 等) の廃止、外国支店の現地法人化手続の簡素化等を挙げている。このほか、インドに対しては、外資の直接投資限度の引上げ (26% から 49%) および外国再保険支店設立を認める 2004 年の法案の早期実現等を挙げている。また、日本に関しては、日本郵政に対する新規事業の認可制から届出制への緩和など監督上および規制上の優遇措置の廃止ならびに共済に対する免許保険会社と同等の監督・規制の適用を指摘している。

さらに、日本郵政に対する優遇措置について、保険欧州連盟は、4 月、米国、カナダ、バミューダおよびメキシコの保険協会、在日米国商工会議所等の 15 団体との連名で、その廃止を求める共同声明を出した。

(Insurance Europe プレスリリース 2012.3.9、2012.4.6)

## 【EU・市場動向】

### ○イラン産原油を積んだタンカー向け保険引受禁止の例外措置を EU が決定

欧州連合 (EU) は、3 月 23 日の外相会合において、イラン産原油を積んだタンカー向けの保険・再保険の一部につき、7 月 1 日までは EU 域内の保険・再保険会社による引受を例外的に容認することを決定した。引受が認められる保険は、原油流出事故等に備える「環境汚染賠償責任保険」および「第三者損害賠償責任保険」とされた。

EU は、2012 年 1 月、核開発疑惑が深まるイランへの制裁強化の一環として、イラン産原油等の輸入禁止とともに、EU 域内の保険・再保険会社がイラン産原油を積んだタンカー向けの保険・再保険を引き受けることを禁止することとしていた。

EU の保険・再保険会社は、石油タンカー向け保険の最終的な引受手となっていることが多く、保険・再保険の提供が禁止された場合、EU 域外国のイラン産原油輸入に深刻な影響を与えることが懸念されるため、イラン産原油に依存するわが国や韓国等は、原油の安定調達が困難になるとして EU と協議を続けていた。7 月以降も引受禁止の例外措置が認めるかどうかについては、5 月中旬までに改めて協議するとされている。

なお、わが国の大手損害保険会社は、EU 域内の保険・再保険会社への出再に代わる手段として、イラン産原油を積んだタンカー向けの貨物保険と船体保険について共同で引き受けることを決定している。

(Reuters 2012.3.23、2012.4.13 ほか)

## 【イギリス・市場動向】

### ○高齢者が自動車保険および旅行保険を入手しやすくなる改善策を ABI が公表

英国保険協会 (ABI) は、英国保険ブローカー協会 (BIBA) および政府との間で、

ABI の会員である保険会社は、年齢を理由に保険引受を行わない場合、引受可能な別の適正な保険会社を顧客に紹介しなければならないとの内容で合意した。この合意内容は 2012 年 4 月から有効となる。

ABI は、高齢化社会においては高齢者が金融サービスに容易にアクセスできること、および保険を必要とするすべての消費者が保険を容易に入手できるようにすることが重要であり、この合意によって、高齢者が自動車保険および旅行保険を入手しやすくなると説明している。

また ABI は、関連する保険金支払データを毎年公表し、透明性を高めることによって、自動車保険および旅行保険において年齢がリスク評価と密接に関係していることを消費者に納得してもらえよう努めていく方針を示した。

ABI の調査によれば、自動車保険の購入に際してインターネットの利用を望む割合は、60 歳代後半では 41%であった。一方、75 歳以上でのこの割合は 25%と低く、残りの 75%は電話での購入を望むとの結果になった。ABI は、このような年齢層による購入手段の違いも考慮の上、今後も会員である保険会社と連携して、高齢者にとっての最適な購入方法を模索していくとしている。

(ABI ニュース・リリース 2012.3.8 より)

## 【イギリス・市場動向】

### ○英国における海外旅行保険の動向

データモニター社の調査によると、英国居住者の海外への旅行者数は 2010 年に 6.3% 減少し、前年の 5,860 万人から 5,490 万人となった。海外旅行者は 2008 年から減少傾向にあり、2006 年から 2010 年の間の年平均減少率は 5.3%となっている。英国の海外旅行保険には、1 年間の包括契約と旅行単位の契約の 2 種類があるが、55 才から 65 才の年齢層を除き、どの年齢層でも最も加入されているのは旅行単位の契約によるものである。特に、18 才から 24 才の年齢層で最も多く旅行単位の契約を選択しており、その割合は 54.7%となっている。

一方で、インベストメント・ウイークリー・ニュース社によると、英国人の 3 分の 1 が旅行保険に加入せず、海外旅行の場合でも、10 人に 1 人が保険に加入していないという結果が出ている。旅行中の傷害が医療保険で補償され、また、携行品の盗難・紛失が住宅保険で補償されているとの回答など、多くの回答者は他の保険等により補償されているので旅行保険は必要ないと回答している結果となっている。また、イーデジタル・リサーチ社の調査によると、旅行保険の最も重要なメリットについて、回答者の 100% が、医療費と緊急費用の補償であるとし、54.3%が金銭に対する補償を 2 番目に重要なメリットと回答し、3 番目に重要なメリットとしては、51.2%が傷害に対する補償であるとしている。

(2011.12 データモニター、2012.2.4 インベストメント・ウイークリーニュース ほか)

## 【ドイツ・市場動向】

### ○交通事故による死亡者減のための大胆な対策の必要性をドイツ保険協会が提案

ドイツにおける交通事故の死亡者は 2011 年は 3,991 名で、前年の 3,648 名から 343 名増加している。これに対して、ドイツ保険協会の事故調査部門は、死亡者を減少させるためにはさらなる大胆な対策が必要であり、連邦、州および自治体の連携が必要と主張している。これまでも自動車自体の安全性、特に搭乗者の安全性に対する取組は行われてきてはいるが、今後は、環境問題という背景もあり、増加する自転車利用者と歩行者の保護も重要になるとしている。

そして、ドイツ保険協会の事故調査部門は、その対策として、自転車利用者や歩行者を確実に見極め、衝突を避けることができる緊急ブレーキ・システムの開発、急激に増加する自転車のための駐輪施設の早急な拡張、郊外地区内における制限速度の 30km 規制と定期的な巡回等を提案している。加えて、ガードレール、街路における速度制限、免許取り立て運転者への支援の拡大などの手段も活用すべきとしている。

(ドイツ保険協会のウェブサイトより)

## 金融・保険市場における動向（米国）

### 【規制動向】

#### ○消費者金融保護局が、住宅ローンに伴う住宅保険に対する規制を検討

米国では、金融機関が住宅ローン融資の際に、ローン利用者に販売する住宅保険に対する批判が高まっている。通常、住宅ローン融資を受ける際には、住宅保険への加入が義務付けられるが、金融機関が販売する住宅保険に半ば強制的に加入を求められるケースが多い。また、金融機関が販売する住宅保険については、通常の住宅保険と異なり、保険会社が個別アンダーライティングを行っておらず、販売する金融機関全体のポートフォリオに基づく保険料決定を行っているため、通常の住宅保険よりも保険料が割高になるケースが多い。

米国の消費者金融保護局（CFPB）は、金融機関が融資に伴い住宅ローン利用者に対し住宅保険を販売する際、事前に保険料などの情報開示を行い、ローン利用者が他の保険会社の住宅保険を自身で手配できる選択権を与えるよう規制の導入を検討している。

また、金融機関が販売する住宅保険に関しては、損害率が低いにもかかわらず保険料が高すぎることに對する批判も出ており、カリフォルニア州保険庁長官が保険会社に対し料率の引き下げを行うよう要求するなどの動きもある。

（Best Week 2012.4.2、Reuters 2012.4.9 ほか）

### 【市場動向】

#### ○警察、運送会社および保険会社の貨物盗難情報交換に関する協調活動が進展

ISO（Insurance Services Office）の子会社である CargoNet 社は、貨物盗難情報に関するデータベースを作成し、そのデータベースから得られる情報を利用して、様々な貨物盗難防止サービスを同社の会員となった運送会社や荷主、保険会社等に提供するために 2009 年に設立された。同社が運営するデータベースには、貨物盗難の被害者である運送会社や荷主、当該貨物の保険金を支払った保険会社等からの盗難関連情報が蓄積されている。

CargoNet 社のデータベースおよびその情報を使用した貨物盗難防止サービスの一連の流れは、警察及び全米保険犯罪機構（NICB）による調査が迅速かつ効率的に行えるように警察、NICB およびサプライチェーンの専門家によって設計されている。具体的には、CargoNet 社が会員会社から貨物盗難情報を入手すると、その情報はすぐに全州合同の警察システムに転送され、同システムを通じて各州の警察捜査官およびパトロール車に情報が伝達されるとともに、CargoNet 社からも当該盗難被害者のリクエストに応じて、CargoNet 社の会員運送会社のドライバー、ガソリンスタンド等に情報を流して当該盗難に関する情報提供を求める、といった仕組みとなっている。

この CargoNet 社のデータベースを通じた官民の協調活動により、2011 年の同社システムへの貨物盗難報告件数は 1,215 件となり、前年比で 17%の増加となった。

(Property and Casualty 360 2012.3.30、CargoNet 社ウェブサイト ほか)

## 【市場動向】

### ○2012 年の米国損害保険マーケットの業績改善の鍵

格付機関である Fitch Ratings の保険アナリストによると、2012 年の損害保険マーケットは、2011 年に発生したハリケーン、竜巻、暴風雨等の自然災害による損害率の悪化を受けて保険料率が引き上げられたことなどにより、2011 年と比較すると元受成績は改善している。しかしながら、2011 年に多くの損害保険会社で責任準備金を取り崩したことや経済環境の悪化による投資成績の低迷などの影響を受け、完全に復調したという状態には未だ至っていない。

同アナリストは、投資成績が向上しない限り、保険引受基準を緩和できず、したがって保険引受を拡大できないため、投資に関する諸条件の好転が 2012 年の損害保険マーケット業績の鍵となるものと予測している。

(Property and Casualty 360 2012.3.30 ほか)

## 【自然災害】

### ○竜巻による被害が増加

2011 年の米国の自然災害で最も被害が大きかったのは竜巻による損害であった。2011 年には約 1,700 もの竜巻が発生し、これらの竜巻による死者は約 550 名となり、保険金支払は約 140 億ドルに達した。米国立測候所によると、竜巻によりこれほどまでの犠牲者が出たのは 100 年ぶりのことである。

2012 年に入ってから引き続き多数の竜巻が発生している。2012 年 3 月初旬には、米国の中西部から南部にかけて、暴風雨に伴い少なくとも 65 の竜巻が発生した。これらの竜巻による死者は 57 名、保険金支払は 10 億ドルから 20 億ドル程度になると見込まれている。

また、4 月 2 日にはテキサス州で暴風雨に伴い 18 の竜巻が発生し、住宅の倒壊や大型トレーラーが空中に巻き上げられるなど多数の被害が発生した。この竜巻による保険金支払は 5 億ドルに達すると想定されている。

上記を含め、2012 年に入ってからすでに 380 以上の竜巻が発生しており、この数値は直近 3 年の同時期平均の 3 倍以上となっている。

(Best Week 2012.4.9、Reuters 2012.4.11 ほか)

## 金融・保険市場における動向（アジア）

### 【中国・規制動向】

#### ○中国が自賠償保険市場を外国保険者に開放

米国と中国が2012年2月14日に共同発表した両国の経済関係強化に関する概況報告書によれば、中国は、強制加入の自動車賠償責任保険市場への外国資本の保険会社による参入を認める決定を下した。

中国には、強制加入と任意加入の2種類の自動車保険がある。現行の規制においては、外国資本の保険会社は任意加入の自動車保険市場でのみ営業を行うことが認められている。自動車保険は、中国の損害保険市場の保険料収入の約70%を占める保険分野である。現在、外国資本の損害保険会社は中国において1%程度のマーケット・シェアしかないが、これは主に強制加入の自動車賠償責任保険市場への参入が許可されていないことによって、外国資本の損害保険会社は任意保険とセットでのワンストップ・サービスを提供することができないためであると、調査・コンサルティング会社のセレントは分析している。

また、米国損害保険協会（Property Casualty Insurance Association of America: PCI）は、今回の中国の決定は中国の自動車運転者に、保険会社間の競争促進とサービスの向上をもたらすであろうとの声明を発表している。

（Asia Pulse 2012.2.20、Best's Insurance News 2012.2.21 ほか）

### 【中国・市場動向】

#### ○KPMGが中国保険市場の展望に関するレポートを発表

KPMGは中国保険市場と銀行窓販の発展に関する将来の展望をまとめたレポートを公表した。このレポートでは中国保険市場、とりわけ銀行窓販チャンネルは競争が熾烈で絶えず規制改正がされるなどの特徴があり、多くの保険会社は将来の展望や銀行窓販を成功させることに関して懐疑的で、短期的には増益の機会は限定的と考えている保険会社もあるとしている。

しかしKPMGは中国保険市場の将来に対して楽観的な見方をしており、最近の規制改正、例えば行員に保険の販売経験がほとんどない銀行での保険販売を禁じる規制の導入は長期的には保険市場や銀行窓販部門にいい影響を与えると見ている。

またKPMGは、保険会社と銀行の間にはより深く精度の高い情報の共有などで結びつきを強めたいとの意向があること、高齢化社会や医療制度に対する不安といった要因は将来的にさらなる保険需要を掘り起こすこと、年金分野の発展に繋がる法律の制定は保険市場の改革の重要なきっかけとなりうることなどを指摘し、将来的に勝者になるのは、よりよい顧客サービスの追求に注力し、顧客ニーズの把握に努め、テクノロジーを

活用し、特定の分野に焦点を当てた魅力的かつ革新的な商品開発を行った保険会社だとしている。

(Asia Insurance Review 2012.3、KPMG ウェブサイト)

## 【シンガポール・市場動向】

### ○4つのロイズシンジケートがテロ保険の引受を専門に行う保険グループを設立

アムリン (Amlin) などシンガポールで保険引受を行っている4つのロイズシンジケートは、東南アジアおよびアジア太平洋地域で事業を行っている企業向けにテロ保険を提供する保険グループを共同で設立した。シン・コンソーシアム (Xin Consortium) と名づけられたこの保険グループは、港湾から金融、ホテルまで幅広い業種を対象にテロ、空爆 (strikes)、暴動、内乱 (civil commotion) のリスクを1リスクあたり最高1億1,000万米ドルまで補償するオーダーメイド型の保険を提供する。アムリンの経営責任者はアジア地域でテロ攻撃の危険にさらされている産業の多くは付保内容が極めて不十分だと指摘しており、シン・コンソーシアムは現在も続いているジェマ・イスラミア (Jemaah Islamiah) などのテロ組織による攻撃の脅威からアジア地域のビジネスを守るために設立された。

(Global Reinsurance 2012.3.13、Lloyd's Market News 2011.3.26)

## 【タイ・自然災害】

### ○タイ保険当局が500億バーツの異常災害ファンドの設立を検討

2011年にタイで発生した大規模な洪水では、約130万の住宅と55万7,000の中小企業が被害にあった。この洪水による損害は、保険のコストを著しく引き上げ、保険会社が地震、ひょう、洪水などの異常災害に対する保険カバーを提供し続けることが困難な状況になっている。

こうした状況を受け、タイの保険監督当局 (Office of Insurance Commission : 以下「OIC」) は、500億バーツ (約16億米ドル) の異常災害ファンドの設立を検討している。この異常災害ファンドは、家計物件と中小企業物件における洪水、台風および地震被害による損害を担保するもので、OICは損害保険業界と、ファンドの基本方針、目的および構造、ならびに最低の保険料率で最大の契約数を確保する方策等に関する協議を行っている。

OICによれば、この異常災害ファンドの下で、元受保険会社は合計20億バーツまでの損害を保有し、20億バーツから300億バーツまでの損害をタイ政府がファンドを通じて担保する。また、300億バーツから5,000億バーツまでの部分が海外の再保険者に出再される。

(Thai News Service 2011.12.22、Best's Insurance News 2012.1.20 ほか)